

平成 28 年度以降の札幌市立大学大学院デザイン研究科博士前期課程  
入学者選抜試験の変更について【私費外国人留学生特別選抜の出願資格変更】  
＜予告＞

平成 28 年度 大学院デザイン研究科博士前期課程 入学者選抜試験(平成 27 年度実施)  
から、私費外国人留学生特別選抜の出願資格を下記のとおり変更します。

これにより、日本留学試験受験者だけではなく、日本語能力試験 (JLPT) の N 1 に合格した者も私費外国人留学生特別選抜への出願が可能となります。

**【変更前】 学生募集要項 3 ページより抜粋**

3 出願資格

(3) 私費外国人留学生特別選抜

「一般選抜」の出願資格のいずれかに該当し、日本国籍を有しない者で、独立行政法人日本学生支援機構が実施する日本留学試験 (平成〇〇年度第 1 回、平成〇〇年度第 2 回、平成△△年度第 1 回のいずれか) の本学が指定した科目を受験した者

※ 日本留学試験の受験科目：日本語

※ 入学を許可された場合には、遅滞なく大学院入学に支障のない在留資格を取得してください。



**【変更後】**

3 出願資格

(3) 私費外国人留学生特別選抜

「一般選抜」の出願資格のいずれかに該当し、日本国籍を有しない者で、独立行政法人日本学生支援機構が実施する日本留学試験 (平成〇〇年度第 1 回、平成〇〇年度第 2 回、平成△△年度第 1 回のいずれか) の本学が指定した科目 (日本語) を受験した者、または独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施した 日本語能力試験 (JLPT) の N 1 に合格した者

※ 入学を許可された場合には、遅滞なく大学院入学に支障のない在留資格を取得してください。